

荒川区

地球温暖化対策推進条例

解説パンフレット

(令和5(2023)年4月1日施行)



荒川区

荒川区地球温暖化対策推進条例制定の背景について

地球温暖化とは

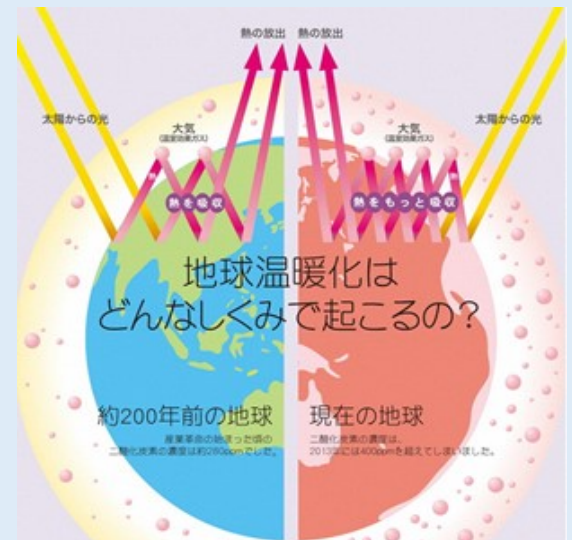
地球は、太陽からの熱が海や陸に届くことによって暖められています。また、暖められた地球からも熱の一部が宇宙に放出されています。その放出される熱の一部を吸収し、宇宙へ逃がさない働きをしているのが、大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン、フロンなどの温室効果ガスです。

現在の地球の平均気温は14℃前後ですが、この温室効果ガスが全く存在しなければ、太陽からの熱が全て宇宙に放出されてしまうため、地球の平均気温は今よりずっと低い-19℃になると言われています。温室効果ガスは、地球を温かく保つ役割を果たし、私たちが住みやすい環境を作っているのです。

しかし、近年、人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇し、自然界のバランスが崩れてきていると言われています。これが「地球温暖化」です。

地球温暖化の原因である温室効果ガスの多くを占めているのが二酸化炭素(CO₂)です。二酸化炭素(CO₂)は、私たちの日常生活で欠かせない電気やガスを生産・使用すること、自動車を運転することなどで発生します。そのため、地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素(CO₂)を減らさなければなりません。

○地球温暖化のしくみ



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

地球温暖化による深刻な影響

私たちは、地球温暖化によってかつて経験したことのないような気候の変化に直面しています。地球温暖化というと、気温が高くなってしまふことだけをイメージするかもしれませんが、あるところでは雨の降り方が極端になったり、また、あるところでは乾燥傾向になったり、更には海面上昇といった海の変化など、気候への様々な変化が、環境に悪影響を及ぼすと考えられています。

○2100年末に予測される日本への影響(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケースRCP8.5、1981-2000年との比較)

| | | |
|-----|----------|-------------------------|
| 気温 | 気温 | 3.5~6.4℃上昇 |
| | 降水量 | 9~16%増加 |
| | 海面 | 60~63cm上昇 |
| 災害 | 洪水 | 年被害額が3倍程度に拡大 |
| | 砂浜 | 83~85%消失 |
| | 干潟 | 12%消失 |
| 水資源 | 河川流量 | 1.1~1.2倍に増加 |
| | 水質 | クロロフィルaの増加による水質悪化 |
| 生態系 | ハイマツ | 生育可能な地域の消失~現在の7%に減少 |
| | ブナ | 生育可能な地域が現在の10~53%に減少 |
| 食糧 | コメ | 収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大 |
| | うんしゅうみかん | 作付適地がなくなる |
| | タンカン | 作付適地が国土の1%から13~34%に増加 |
| 健康 | 熱中症 | 死者、救急搬送者数が2倍以上に増加 |
| | ヒトスジシマカ | 分布域が国土の約4割から75~96%に拡大 |

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

荒川区地球温暖化対策推進条例について

荒川区地球温暖化対策推進条例とは

この条例は、「荒川区環境基本条例」の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって脱炭素社会の実現を図り、現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するために定めた条例で、施行は令和5(2023)年4月1日です。

地球温暖化については、国際的な研究組織である「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が平成30(2018)年に公表した「1.5℃特別報告書」において、2050年前後には世界のCO₂排出量を実質ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が始まりました。東京都でも令和元(2019)年に「ゼロエミッション東京戦略」が策定され、『2050年までにCO₂排出実質ゼロ』にするためのロードマップが示されました。また、わが国でも令和2(2020)年に、『2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ』を目指すことが宣言されました。

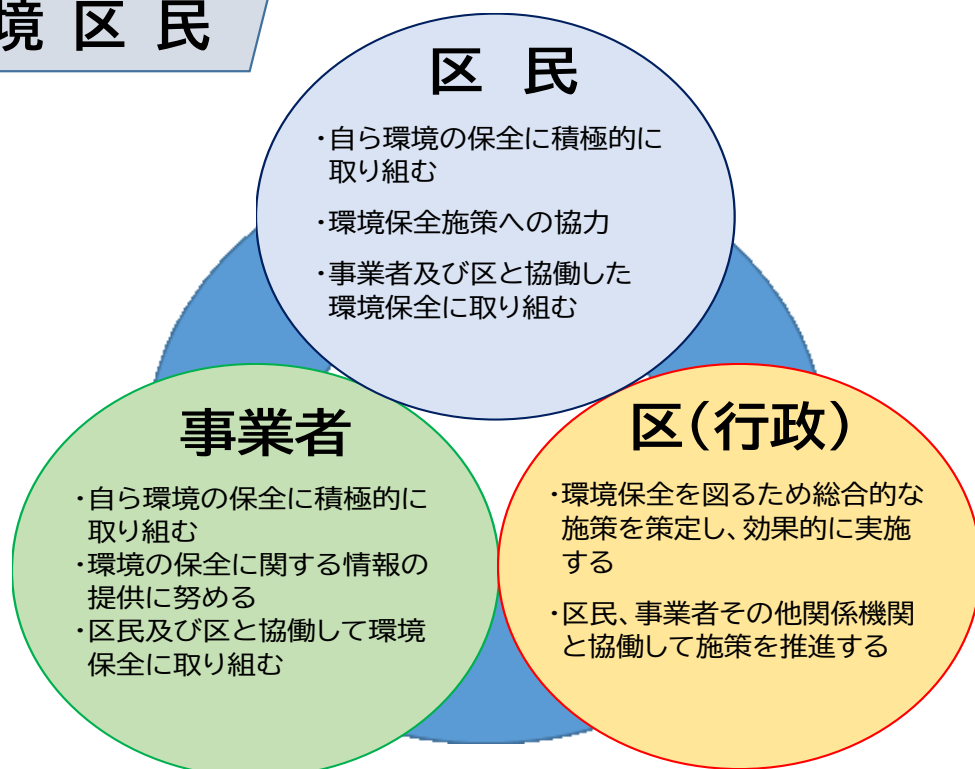
荒川区においても、令和3(2021)年6月に、2050年までに温室効果ガスを実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明したところです。

「脱炭素社会」を実現するためには、区民・事業者・区が個々の取組を着実に実践するとともに、協働による様々な領域・分野の取組を進めていく必要があります。

今後も、区民・事業者・区が「環境区民」として一丸となり、ゼロカーボンシティの実現に向けて、より一層の地球温暖化対策を推進します。

○環境区民のイメージ

環境区民



荒川区地球温暖化

条例の目的

地球温暖化対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって脱炭素社会の実現を図り、現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とします。

区、事業者、区民の責務

区の責務

- 地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進します。
- 区民、事業者その他関係機関と協働して地球温暖化対策を推進します。
- 区自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出削減等及び気候変動適応のための措置を講じます。

区民や事業者の責務

- 地球温暖化対策の重要性に対する理解を深めます。
- 事業活動や日常生活において、自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出削減等及び気候変動適応に取り組むよう努めます。
- 区が実施する地球温暖化対策に協力するとともに、区民・事業者・区が協働して地球温暖化対策を推進します。

区の実施

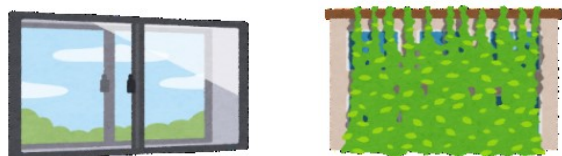
- 「地球温暖化対策実行計画」の策定及び公表
- 区民や事業者の実施に関する情報の提供や必要な措置の実施
- 森林の保全及び整備に係る情報の提供等
- 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関し、区民等に対する啓発活動の推進
- 地球温暖化対策地域協議会への支援

対策推進条例の概要

区民や事業者の取組

建築物等に係る対策

- 建築物の新築・増築・改築・修繕等の際には、建物の断熱化やエネルギー消費量の少ない機器の導入など、温室効果ガスの排出を少なくするよう努めましょう。
- 建築物や敷地の緑化に努めましょう。



環境に配慮したエネルギーの導入等

- 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーその他の環境に配慮したエネルギーの導入や効率的な利用に努めましょう。



移動等に係る対策

- 自動車や原動機付自転車を使用した移動に代えて、公共交通機関や自転車を利用した移動や徒歩による移動に努めましょう。
- 自動車等の購入や借受け等の際は、温室効果ガスの排出がより少ないものを選びましょう。
- 環境にやさしい運転や自動車等の適正な整備に努めましょう。



環境物品等の選択等

- 環境に配慮した物品やサービス（環境配慮物品）を選択するように努めましょう。



廃棄物の減量等

- プラスチック製品等の使用抑制による廃棄物の発生抑制、再生品の使用や不用品の活用など廃棄物の減量に努めましょう。



森林による吸収作用の保全

- 森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の重要性を踏まえ、木材の利用の促進に努めましょう。

荒川区地球温暖化対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、荒川区環境基本条例（平成20年荒川区条例第22号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって脱炭素社会の実現を図り、現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）並びに気候変動適応のための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (6) 気候変動適応 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応をいう。
- (7) 事業者 区の区域内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (8) 地球温暖化対策地域協議会 法第40条第1項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会をいう。

(区の責務)

第3条 区は、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進するものとする。

2 区は、地球温暖化対策を推進するに当たっては、区民、事業者その他関係機関と協働してこれを行うものとする。

3 区は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、地球温暖化対策の重要性に対する理解を深めるとともに、その日常生活において、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区が推進する地球温暖化対策に協力するとともに、事業者及び区と協働して温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地球温暖化対策の重要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動において、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、区が推進する地球温暖化対策に協力するとともに、区民及び区と協働して温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応に取り組むよう努めるものとする。

(地球温暖化対策実行計画)

第6条 区長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 区長は、地球温暖化対策実行計画の策定に当たっては、荒川区環境基本条例第20条第1項の荒川区環境審議会の意見を聴くことができる。

4 区長は、地球温暖化対策実行計画の策定に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、地球温暖化対策実行計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、地球温暖化対策実行計画の変更について準用する。

(環境に配慮したエネルギーの導入等)

第7条 区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その日常生活又は事業活動において、再生可能エネルギーその他の環境に配慮したエネルギーの導入及び効率的な利用（以下「再生可能エネルギーの導入等」という。）に努めるものとする。

2 区は、前項の規定による再生可能エネルギーの導入等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境物品等の選択等)

第8条 区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その日常生活又は事業活動において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)を選択するよう努めるものとする。

2 区は、前項の規定による環境物品等の選択が促進されるよう、環境物品等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等)

第9条 区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その日常生活又は事業活動において、プラスチックが使用されている製品その他の製品の使用の抑制等により廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図る等、廃棄物の減量に努めるものとする。

2 区は、前項の規定による廃棄物の減量が促進されるよう、廃棄物の分別、資源の循環的な利用等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共交通機関を利用した移動又は自転車若しくは徒歩による移動等)

第10条 区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その日常生活又は事業活動において、自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)による移動に代えて、公共交通機関を利用した移動又は自転車若しくは徒歩による移動(以下「公共交通機関を利用した移動等」という。)をするよう努めるものとする。

2 区は、前項の規定による公共交通機関を利用した移動等が促進されるよう、公共交通機関の利用又は自転車の使用をしやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の購入等)

第11条 自動車等の購入、借受け等をしようとする区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の購入、借受け等をするよう努めるものとする。

2 自動車等の使用等をする区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その使用等をする自動車等を温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により運転し、及び適正に整備するよう努めるものとする。

3 区は、第1項の規定による購入、借受け等並びに前項の規定による運転及び整備が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置等)

第12条 建築物の新築、増築若しくは改築又は修繕若しくは模様替(以下「新築等」という。)をしようとする区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その新築等をしようとする建築物について、エネルギーの使用の合理化(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条に規定するエネルギーの使用の合理化をいう。)及びエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上その他の温室効果ガスの排出の量の削減等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、前項の規定による措置が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(建築物等の緑化等)

第13条 建築物を所有し、又は管理する区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

2 区は、前項の規定による緑化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(森林による吸収作用の保全等に係る措置等)

第14条 区民等は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の重要性を踏まえ、木材の利用の促進に努めるものとする。

2 区は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の重要性を踏まえ、木材の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関し、区民等の理解を深めるため、森林の保全及び整備に係る情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する啓発活動の推進)

第15条 区は、区民等と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関し、あらゆる場において区民等に対する啓発活動を推進するものとする。

(地球温暖化対策地域協議会への支援)

第16条 区は、地球温暖化対策地域協議会に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する荒川区地球温暖化対策実行計画は、第6条第1項の規定により策定された地球温暖化対策実行計画とみなす。

< 荒川区地球温暖化対策推進条例に関する Q&A >

Q なぜ条例を制定したのですか？

A 「脱炭素社会」を実現するためには、区民・事業者・区が個々の取組を着実に実践するとともに、協働による様々な領域・分野の取組を進めていかなければなりません。そのため、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進する必要があることから制定しました。

Q 条例において、温室効果ガス削減に関する目標は無いのですか？

A 温室効果ガス削減に関する目標については、条例第6条第2項第1号において、地球温暖化対策実行計画の中で「目標値」を定めるものと規定しています。

Q 区民、事業者に対しては、何か具体的な義務が生じるのですか？

A 条例第4条及び第5条において「区民の責務」、「事業者の責務」を定めていますが、個別具体的な義務を生じさせるものではありません。しかしながら、再エネ・省エネの推進、公共交通機関の利用やエコドライブ、ごみの減量等を通じて環境にやさしい取組を実践していただくことを期待しています。

Q 地球温暖化対策実行計画とはどのようなものですか？

A 具体的には、「温室効果ガスの排出量の現況及び将来推計」から、区全体の温暖化対策に関する「削減目標や達成方針」を設定し、区民・事業者・区が実施する「削減目標達成のための基本施策」や「気候変動のための適応策」を定め、更には「計画の推進体制」等を明確にするものです。

Q 気候変動適応とはどのようなものですか？

A 温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と併せて地球温暖化に伴う気候変動の影響による被害を回避・軽減することを「気候変動適応」といいます。区では、地球温暖化対策実行計画において、気候変動による影響を7分野に区分し、「適応方針」、「施策の方向」、「基本施策」を定めています。

Q 建築物における温室効果ガス削減のための措置とはどのようなものですか？

A 「建物の断熱化」や「再生可能エネルギーや省エネ機器の導入」のほか、「空調設備等のエネルギーの効率的な利用」や「建物の緑化」など、地球温暖化対策の観点に立った取組を想定しています。

Q 区が行う「必要な措置」とは具体的にどのようなものですか？

A 区ではこれまでも、家庭等での太陽光パネル等の再エネ・省エネ機器の導入支援や省エネエアコン・冷蔵庫の買い替え支援のほか、令和4(2022)年度からは交流都市の福島市と連携した福島市内の「あらかわの森」の整備に努めるなど、様々な取組を行ってきたところです。今後も必要に応じ、更なる取組の検討を進めていきます。